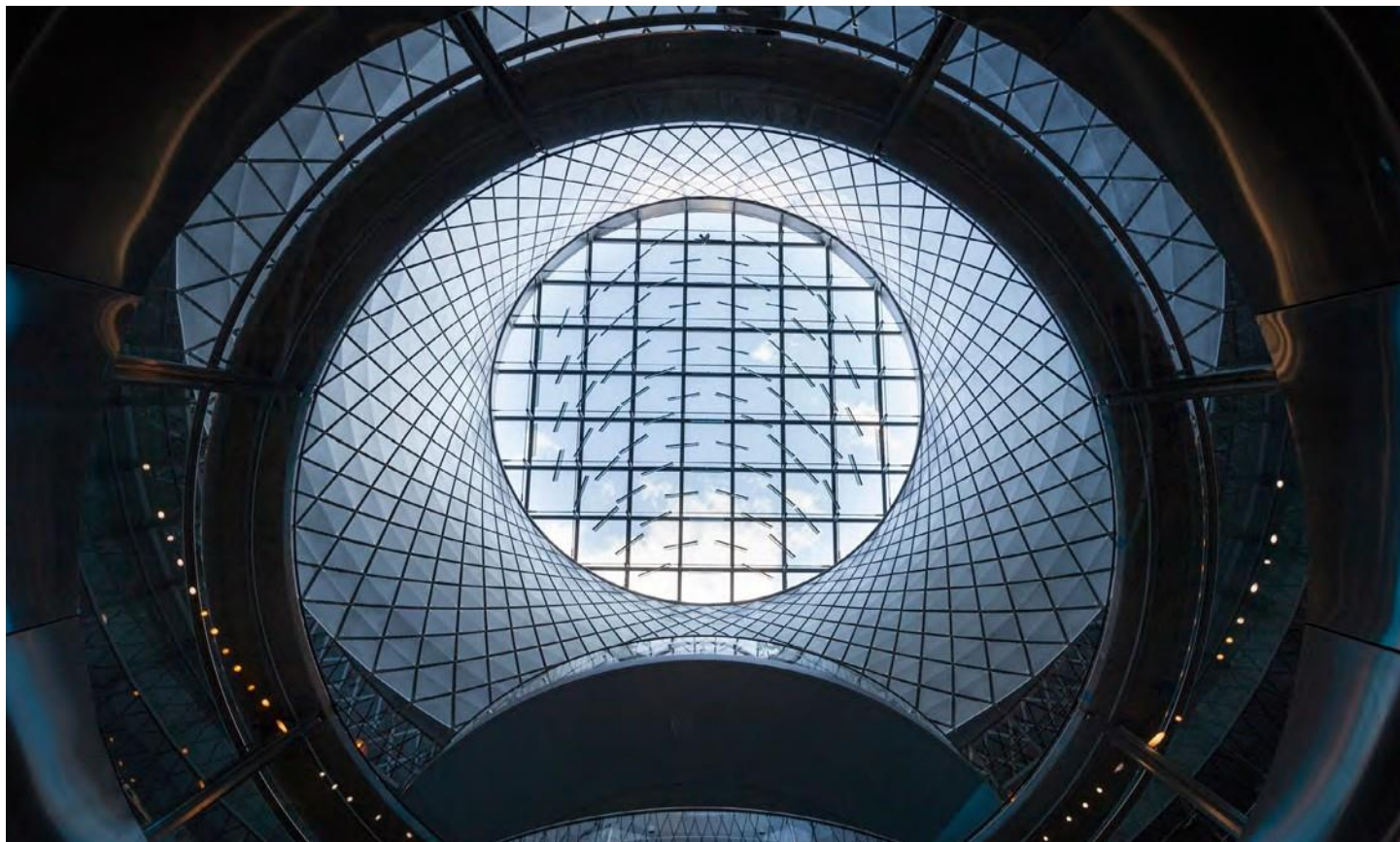


注: 本資料は Deloitte & Touche LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。



目次

- はじめに
- 当 ASU の主要規定
- 発効日及び移行措置

FASB がグループ内資産移管に関する会計処理を簡素化

ニック・トリカリチ(Nick Tricarichi) 及びカレン・ウィルトシー(Karen Wiltsie) (Deloitte & Touche LLP)

はじめに

2016年10月24日、FASBはASU2016-16¹を発行した。これは、ASC740²による、グループ内(intra-entity)での棚卸資産以外の資産移管の当期及び繰延法人所得税の即時認識禁止規定を削除するものである。当ASUは、当審議会による簡素化への取り組みの一環であるが、特定種類のグループ内資産移管、特に知的財産(IP)に関するもの、の税務上の影響に関連する米国会計基準の複雑性及び実務の多様性を低減することが目的とされている。



編集者注

FASBは、新規ガイダンスから棚卸資産の移管を除外することを決定した。これは、グループ内棚卸資産取引に関連する税金へのその適用のコスト及び複雑性に関する一部の構成員の懸念によるものである。当審議会は、当該適用は、簡素化への取り組みに逆行するであろうことを認めた。したがって、事業体は、グループ内における棚卸資産移管の当期及び繰延税金の影響の認識を禁止され続ける予定である。

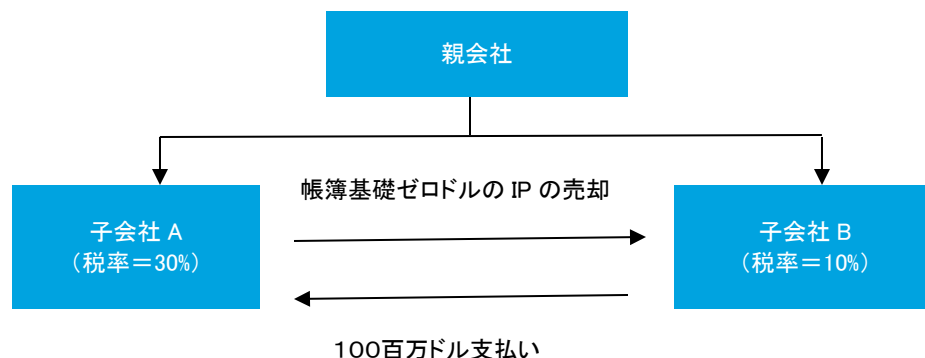
¹ FASB Accounting Standards Update No. 2016-16, *Income Taxes (Topic 740): Intra-Entity Transfers of Assets Other Than Inventory*.

² FASB 会計基準編纂書リファレンスのタイトルについては、デロイトの「FASB 会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル」参照のこと。

当 ASU の主要規定

当 ASU では、売り手(移管する)事業体は、当該資産の移管に係る当期税金費用又は便益の認識が要求される。同様に買い手(受領する)事業体は、当該資産受領時に、繰延税金資産(DTA)又は繰延税金負債(DTL)、及び関連する繰延税金便益又は費用の認識が要求される。結果として生じる DTA 又は DTL は、(1)買い手の法域における資産の税務基礎と連結財務諸表上の財務報告帳簿価額との差異の算定、及び(2)当該差異に、買い手の法域における制定税率を乗じることにより測定される。

以下の設例は、現行会計基準と当 ASU 提案による棚卸資産以外の資産のグループ内での移管に係る法人所得税の会計処理を比較するものである。



現行米国会計基準

上述の取引において、子会社 A は、子会社 B に対する IP の売却に係る 100 百万ドルの利益を認識する。これは、受領する収入(100 百万ドル)から IP の財務報告上の帳簿価額(ゼロ)を控除した金額である。しかしながら、ASC740-10-25-3(e)に準拠して、A は、100 百万ドルの利益に関する当期法人税費用の認識が禁止されている。したがって、売却時に、A は税務影響に関して以下の仕訳を記帳することになる。

前払法人所得税	30,000,000
当期末払法人所得税	30,000,000

さらに、B は IP の税務基礎 100 百万ドルを受領する。これは、A に対して支払われた金額と同額である。この税務基礎は、連結財務諸表における IP の帳簿価額(ゼロ)よりも大きく、これは一般的には DTA が生じる結果となる。しかしながら ASC740-10-25-3(e)に準拠して、B は、税務基礎が帳簿基礎を超過する差異に関する DTA (便益)の認識は禁止される。したがって B は、この取引に係る税務仕訳を何ら記帳しないことになる。

当 ASU

当 ASU では、棚卸資産以外の資産のグループ内での移管に係る当期及び繰延法人税認識に対する例外は削除されたため、A は、以下の仕訳記帳により、IP の売却に係る利益に関する当期法人所得税費用の認識が要求される。

当期法人所得税費用	30,000,000
当期末払法人所得税	30,000,000

加えて、B は、以下の仕訳記帳により、IP の購入に係る繰延法人税影響の認識が要求されることになる。

DTA	10,000,000
繰延法人税便益	10,000,000

期中報告に関する考慮事項

当 ASU は、棚卸資産以外の資産のグループ内での移管の税務影響が、期中財務報告目的のため、別個の (discrete) 項目として認識されるべきか、又は見積年次実効税率に含まれるべきか否かを明確に言及していない。当 ASU の結論の背景は部分的に以下のように言及している。:

グループ内での資産移管の多様性のため、当審議会は、当該見積もり目的での、グループ内での資産移管を取り扱う方法に関する自身の評価を事業体を実施することを妨げない。当審議会はまた、当審議会が、全てのグループ内での資産移管が、当該見積もり目的で同様に取り扱われるべきと決定した場合には、トピック 740 における当該モデルに対する例外を創出することになる、と言及した利害関係者に同意した。当審議会による見解は、当該ガイダンスに従う事業体に関しては、棚卸資産以外の資産の多くのグループ内での移管は、計算目的上、別個の項目として取り扱われることになることは通常ではないことはない、というものである。しかしながら当審議会は、利害関係者によるインプットから、これらの移管を見積もる性質、頻度及び能力は、事業体間で相違するため、事業体が、当該取引は、見積年次実効税率の算定に含まれるべきと結論付けしうる状況が存在することを理解している。当審議会は、事業体は、棚卸資産以外の資産の移管の税務影響は、見積年次実効税率の算定に含まれるべきか、又は当該移管が生じた期中期間の別個の項目として取り扱われるべきかを結論付けるために、事実及び状況を基礎として判断を適用する必要があるであろうことを理解している。

上記パラグラフに準拠して、報告事業体は、グループ内での資産移管の税務影響が適切に期中報告に関して取り扱われているか否かを判定するため、ASC740-270 における「全ての」条項及び例外を注意深く検討しなければならない。

発効日及び移行措置

公開ビジネス事業体に関しては、当 ASU は、2017 年 12 月 15 日より後に開始する年次期間、及びそれらの年次期間内の期中期間から発効する。その他の全ての事業体に関しては、当 ASU は、2018 年 12 月 15 日より後に開始する年次期間、及び 2019 年 12 月 15 日より後に開始する年次期間内の期中期間から発効する。早期適用は、年次又は期中(該当する場合)財務諸表が発行されていない、財務年度の期首時点で、全ての事業体に関して認められる。事業体が、当 ASU における当該改訂の早期適用を選択する場合には、(事業体が、期中財務諸表を発行している場合)年次財務諸表の最初の期中期間において、そうしなければならない。すなわち、事業体は、当 ASU における改訂をより遅い期中期間において適用することはできず、それらが年度期首時点で発効していたかのように適用する。

事業体は、修正遡及基礎で当 ASU の改訂を適用し、適用年度の期首時点での未処分利益における影響を認識しなければならない。

登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください(www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification*TM のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.